

諮問第1号

介護給付費の滞納処分に係る審査請求に対する裁決について

次のとおり介護給付費の滞納処分に係る審査請求に対する裁決をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第7項の規定により、議会に諮問する。

平成29年3月3日提出

橿原市長 森下 豊

1 審査請求人

和歌山市六十谷417番地2

株式会社 ヒューマンライフ

代表取締役 北島 良起

2 審査請求日

平成28年9月20日

3 審査請求の趣旨及び理由

（1）趣旨 橿原市長が行った次に掲げる全ての処分の取消しを求めるもの

（ア）平成28年6月21日付けの審査請求人に対する審査請求人名義の普通預金（
) 差押えにかかる処分（以下「処分1」という。）

（イ）平成28年6月23日付けの審査請求人に対する換価代金等の配当計算書による配当処分（以下「処分2」という。）

（ウ）平成28年6月28日付けの審査請求人に対する預金差押えにより橿原市が配当を受けた金額にかかる充当処分（以下「処分3」という。）

（2）理由

処分1から処分3の前提となる介護給付費の返還を命じる処分に事実誤認、また、裁量権の濫用に亘ることを原因とする違法事由が存在すること、この前提処分については、大阪高等裁判所においてもその適否が審査されていることから、当該処分は取り消されるべきであるとするもの

4 諮問内容

本件審査請求のうち、処分1及び処分3を棄却し、処分2を却下する。

理由 滞納処分に係る審査請求に対する裁決につき、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、議会に諮問するもの